

多面的機能発揮促進事業に関する計画(変更)の概要

令和5年9月7日

東 温 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条第4項において準用する第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				西岡地区	無	令和元年度～令和5年度	西岡水土里の会
○				北野田・新村地区	無	令和元年度～令和5年度	北野田・新村地区水と緑の会
○				南野田地区	無	令和4年度～令和8年度	南野田みどり会
○				牛湫地区	無	令和元年度～令和5年度	牛湫地区資源保全隊
○				田窪地区	無	令和元年度～令和5年度	田窪農水の会
○				上村地区	無	令和元年度～令和5年度	上村地区環境保全向上隊
○				下林上地区	無	令和元年度～令和5年度	下林上地区を守る会
○				則之内地区	無	令和元年度～令和5年度	則之内環境保全協議会
○				和田丸地区	無	令和元年度～令和5年度	和田丸環境保全の会
○				北方地区	無	令和4年度～令和8年度	北方資源維持保全会
						～	
						～	
						～	
						～	